富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみ貸出要綱(趣旨)

- 第1条 この要綱は、富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出すことにより、富士河口湖町を広くPRするため、着ぐるみの貸出等に関し必要な事項を定めるものとする。(着ぐるみの種類)
- 第2条 着ぐるみの種類は次のとおりとする。
 - (1) ふじぴょん 1体

(着ぐるみの貸出)

- 第3条 町長は、業務に支障を及ぼさない限度において、着ぐるみを貸 し出すことができる。
- 2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に町長が必要と認める場合は、この限りではない。

(貸出対象)

第4条 着ぐるみは、町内在住、在勤、在学の方、または、町内で活動するグループや団体及び町内企業とする。

(貸出の申請)

- 第5条 借受けを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書 (様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して提 出し、町長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請書は、借受けしようとする日前2月から借受日前10日までの期間に提出しなければならない。なお、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出の承認)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれか に該当する場合を除き、着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)により 承認するものとする。

- (1) 富士河口湖町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれの あるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、管理上支障があるとき。
- 2 前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。 (使用料)
- 第7条 第3条第1項に基づく貸出しの使用料は、申請書の使用期間 の日数に1日当たり1体1,000円を乗じて得た額とする。

(使用料の納入)

- 第8条 第5条の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、使用 料を前納しなければならない。
- 2 借受者が自己の都合により申込みを取り消した場合は、既納の使用料は還付しない。

(遵守事項)

- 第9条 借受者は、次に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された用途にのみ使用すること。
 - (2) 貸出期間を遵守すること。
 - (3) その他、特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

- 第10条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、町長 はその承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。
- 2 町長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあって も、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

- 第11条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と 負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければな らない。
- 2 前項の規定に関わらず、町長が着ぐるみの修補又はクリーニング を求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(町の責任)

第12条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った被害及び借受者に よりなされた第三者への損害に対しては、町は一切の責めを負わな い。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

住	所	 	 	 	
寸	体名	 	 	 	
氏	名	 	 	 	ED
電	話	 	 	 	

下記のとおり、富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみを借受けしたいので申請します。

記

着ぐるみの種類	ふじぴょ	ょん					
イベント名							
イベント内容							
使用方法							
使用場所							
使用期間	年	月	日から	年	月	日までの	日間
借受日	年	月	日				
返 却 日	年	月	B				

※イベント内容の分かる資料等を添付してください。

着ぐるみの貸出については、「富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみ貸出要綱」に従います。また、貸出の諸条件に違反した場合又は町長が必要と認めた場合は、貸出方法の変更または承認の取消しを受けても 異議はありません。

着ぐるみ貸出承認書

 第
 号

 年
 月

 日

様

富士河口湖町長

印

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出し について、下記のとおり承認します。

記

【承認内容】

- 1 着ぐるみの種類 ふじぴょん
- 2 貸出期間

貸出日 年 月 日

使用期間 年 月 日~ 年 月 日

返 却 日 年 月 日

- 3 「着ぐるみ貸出承認申請書」の申請内容どおりに使用すること。
- 4 付記事項

-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
L			